

毎月勤労統計調査における賃金の伸び率について

厚生労働省 政策統括官

(統計・情報システム管理、労使関係担当) 付

参事官付 雇用・賃金福祉統計室

毎月勤労統計調査における賃金の算定方法について

- 毎月勤労統計調査における名目賃金は、調査から推計した「現金給与額の支払総額」を調査から推計した「常用労働者の総数」で除して算出している。
- 実質賃金（指数）は、名目賃金指数を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して算出している。

名目賃金

名目賃金の実額

名目賃金（一人平均月間現金給与額）

$$= \frac{\text{現金給与額の支払総額（推計値）}}{\text{常用労働者の総数（推計値）}}$$

名目賃金指数

$$\text{各月の名目賃金指数} = \frac{\text{各月の名目賃金の実額}}{\text{基準数値}} \times 100$$

※基準年の指数が100となるように基準数値を設定している

名目賃金の伸び率（前年同月比）

各月の名目賃金の伸び率(%)

$$= \left(\frac{\text{各月の名目賃金指数}}{\text{前年同月の名目賃金指数}} - 1 \right) \times 100$$

実質賃金

実質賃金指数

各月の実質賃金指数

$$= \frac{\text{各月の名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）}} \times 100$$

実質賃金の伸び率（前年同月比）

各月の実質賃金の伸び率(%)

$$= \left(\frac{\text{各月の実質賃金指数}}{\text{前年同月の実質賃金指数}} - 1 \right) \times 100$$

(注) 毎月勤労統計調査における実質賃金の算定においては、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）を使用している。

- 「持家の帰属家賃」とは、持家の住宅から得られるサービスに相当する価値を、住宅費用とみなした場合に支払われるであろう家賃相当額であり、実際の消費支出ではない。また、毎月勤労統計調査の賃金は給与収入であり、「持家の帰属家賃」は含まれていない。
- 実質賃金をより労働者の実感に即したものにするため、労働者の実際の支出と物価との比較を行う観点から、毎月勤労統計調査における実質賃金の算定には「持家の帰属家賃を除く総合」の指数を用いている。

毎月勤労統計調査で使用されている主な用語の説明

[常用労働者](#)
[パートタイム労働者](#)
[一般労働者](#)
[出勤日数](#)
[実労働時間数](#)
[所定内労働時間数](#)
[所定外労働時間数](#)
[総実労働時間数](#)
[現金給与額](#)
[きまって支給する給与](#)
[所定内給与](#)
[所定外給与](#)
[特別に支払われた給与](#)
[現金給与総額](#)

1 常用労働者

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

- (1) 期間を定めずに雇われている者。
- (2) 1か月以上の期間を定めて雇われている者。

「パートタイム労働者」とは、「常用労働者」のうち次のいずれかに該当する労働者のことである。

- (1) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。
- (2) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

2 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時より翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

3 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否にかかわらず除かれるが、鉱業の坑内夫の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」の合計である。

4 現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額のことである。

「きまって支給する給与」(定期給与)とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、所定外労働給与を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外労働給与以外のものをいう。

「所定外給与」(超過労働給与)とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」(特別給与)とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらない労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるものをいう。

また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は決められているがその額の算定方法が決定されていないものや、結婚手当等の支給条件、支給額が労働契約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含める。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.